

ID: 20

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	赤平市立学校管理規則 第23条第1項		
例規番号	平成6年教育委員会規則第1号		
<p>【根拠条文】 (利用の申請) 第23条 学校施設を利用する者(以下「申請者」という)は,利用しようとする日の5日前までに教育長に申請して許可を受けなければならない。 2 教育長が前項の申請を許可しようとするときは,校長の意見をきくものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文、第22条及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の禁止) 第22条 学校施設は,地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第6項に定める制限のほか,次のいずれかに該当するものは,これを利用することができない。ただし,法令に別段の定めがあるときは,この限りでない。 (1) 特定の政党及びその他の政治的団体又はその構成員のためにする利用。ただし,公の選挙に関するものを除く。 (2) 宗教団体,又はその構成員のためにする利用 (3) 学校教育に支障を与え,又はそのおそれがあると認められる利用 (4) 学校施設を損傷するおそれがあると認められる利用 (5) 公共の福祉をそこなうおそれがあると認められる利用 (6) もっぱら私的営利を目的とする又はそのおそれがあると認められる利用 (7) その他委員会又は校長において支障があると認められる利用 (公の施設に係る措置) 第7条 市長,教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は,公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が,暴力団の活動に利用されると認められるときは,当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。 2 市長等は,既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において,当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは,当該許可若しくは承認を取り消し,又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 22

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	指定校以外への就学の承認		
例規名 根拠条項	赤平市立小学校及び赤平市立中学校の通学区域に関する規則 第3条ただし書		
例規番号	昭和35年教育委員会規則第1号		
<p>【根拠条文】 (就学すべき学校の指定) 第3条 教育委員会は、学校に就学(転入学及び編入学を含む。以下同じ。)すべき者の学校は、保護者(児童、生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。以下同じ。)の居住地の属する通学区域内の学校を就学すべき学校として指定するものとする。ただし、正当と認められる特別の理由があるときは、赤平市教育委員会の承認を得て他の学校に就学することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第4条の規定による。 (調整区域) 第4条 第2条及び前条本文の規定にかかわらず、学校の通学区域に関して弾力的な取扱いをすることができる区域(以下「調整区域」という。)を別表第2のとおり定める。 2 教育委員会は、調整区域内に居住する保護者(他の市町村等から調整区域内に転入したこれらの者を含む。)から申出があったときは、第2条及び前条本文の規定により通学すべき学校として指定されている学校以外の学校(以下「選択校」という。)へ通学できるものとし、調整区域における指定校及び選択校は別表第2のとおりとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 23

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	就学援助の支給認定		
例規名 根拠条項	赤平市就学援助費支給規則 第4条第1項		
例規番号	平成24年教育委員会規則第1号		
<p>【根拠条文】 (認定) 第4条 委員会は、申請書を受理したときは、速やかに申請書の内容を調査し、必要に応じて学校長と民生委員又は福祉事務所長の助言を求め、認定の可否を決定するものとする。 2 前項の認定の可否を決定したときは、速やかに保護者及び当該学校長に、決定の内容を通知するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (対象者) 第2条 この規則による就学援助の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者 (2) 赤平市教育委員会(以下「委員会」という。)が前号の要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 25

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	就学資金の支給		
例規名 根拠条項	赤平市特別支援学校就学資金支給条例 第2条		
例規番号	昭和30年条例第5号		
<p>【根拠条文】 第2条 特別支援学校に就学する学齢児童,生徒にして家庭において学資の支弁困難な者に対し毎年度予算の範囲内において就学資金を支給する。ただし,特別の事情により学齢を超えて在学している者に対してもこれを支給することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文、赤平市特別支援学校就学資金支給条例施行規則第2条及び第3条の規定による。 第2条 条例第2条の規定により就学資金の支給を受ける資格を有する者は,その保護者が赤平市に住所を有するものに限る。 第3条 就学資金の支給額は,児童,生徒1人につき,月額1,500円とする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 26

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	手当の支給		
例規名 根拠条項	赤平市遺児就学手当支給条例 第4条		
例規番号	昭和44年条例第16号		
<p>【根拠条文】 (手当の額) 第4条 手当の額は、遺児1人につき、児童月額1,000円、生徒月額2,000円とする。 2 特別な事情があると認められるときは、前項に定める額に相当する物品を支給することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第8条の規定による。 (手当の支給制限) 第8条 委員会は、扶養者が次の各号の一に該当するときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。 (1) 遺児の養育を怠っていると認められるとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 27

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	受給権の認定		
例規名 根拠条項	赤平市遺児就学手当支給条例 第5条第1項		
例規番号	昭和44年条例第16号		
<p>【根拠条文】 (支給) 第5条 手当を受けようとする扶養者は, 受給権の発生した日から30日以内に赤平市教育委員会(以下「委員会」という。)に申請し, 受給権の認定を受けなければならない。 2 手当は, 前項の規定に基づき委員会の認定した月から支給する。</p> <p>【基準】 根拠条文、第2条及び第3条の規定による。 (用語の定義) 第2条 この条例において, 次の各号に掲げる用語の意義は, 当該各号に定めるところによる。 (1) 遺児 生計の中心となる者を失った小, 中学校に在学する児童, 生徒をいう。 (2) 扶養者 親権者又は後見人等で現に遺児と生計をともにし, 養育している者をいう。 (受給権) 第3条 前条第1号の遺児を養育し, 本市に住所を有する扶養者は, 手当を受けることができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 31

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	保育料等の減免		
例規名 根拠条項	赤平市立幼稚園条例 第7条		
例規番号	昭和61年条例第31号		
<p>【根拠条文】 (保育料等の減免) 第7条 委員会は、特別の事情があると認めたときは、保育料等を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 32

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	保育料等の還付承認		
例規名 根拠条項	赤平市立幼稚園条例 第8条ただし書		
例規番号	昭和61年条例第31号		
<p>【根拠条文】 (保育料等の還付) 第8条 既に納入した保育料等は, 還付しない。ただし, 委員会が特別の理由があると認めるときは, その全額又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日